

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第62回「減損損失注記」
 (※ 減損損失注記に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

STEP 1 注記対象の確認

減損損失を計上した場合、有価証券報告書上、注記する必要がある。そのため、子会社を含めて減損損失を計上した資産又は資産グループについて、注記のために情報を収集する必要がある。

なお、計算書類では、必ずしも注記は求められていないが、重要性に応じて、追加情報として注記することが考えられる。

STEP 2 注記

減損損失を計上した場合、資産又は資産グループごとに以下の事項を注記する。なお、重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。

| 注記内容 | 備考 |
|---|--|
| (1) 資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要 > 用途 > 種類 > 場所 > その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容 | 用途、種類、場所として、例えば、以下を注記する。 用途：事務所、工場、本社、支店、営業所等 種類：土地、建物、工具器具備品、車両運搬具、リース資産等 場所：〇〇県、アメリカ等 |
| (2) 減損損失を認識するに至った経緯 | 経緯として、例えば、以下を注記する。 > 営業利益が継続してマイナス > キャッシュ・フローが継続してマイナス > 収益性の低下 > 土地の時価が著しく下落 > 支店・工場の撤退 |
| (3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳 | |
| (4) 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法 | |
| (5) 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率 | > 回収可能価額として正味売却価額と使用価値のいずれを用いたかを注記する。 > 使用価値で使用した割引率を注記する。 > 正味売却価額で使用した時価の算定方法（不動産鑑定評価、路線価等）を注記する。 > 正味売却価額又は使用価値がゼロの場合は、その旨を注記する。 |